

# チュニジアにおける農業改革

—— 農業生産協同組合に関する一考察 ——

はら ぐら たけ ひこ  
原 口 武 彦

## I はじめに

## II 調査結果

1. 概 観
2. 土地所有関係の歴史の変遷
3. 組合員の構成
4. 組合の機構とその関連機関
5. 経 営
6. 生 産

## III 農業生産協同組合創設の意義

1. 土地所有関係について
2. 協同組合形式の意義

## IV 結 語

### I は じ め に

筆者は、1966年5月より約1年半、チュニジアに滞在し、チュニジアの農業生産協同組合 (l'Unité Coopérative de Production Agricole) に関する調査を行なった。この小論はその成果の一部をなすものである。はじめにこの調査の目的、調査方法について簡単に述べておこう。

チュニジアは、1956年、政治的独立を達成した当初、いわゆる「経済自由主義」を標榜し、また独立以後なお旧宗主国フランスとの間に多くの解決すべき政治問題がのこっていたこともあって、とくに国内の経済建設のための積極的な経済政策は打ちだされなかった。そしてUGTT (チュニジア労働総同盟) の力を背景に、当時の書記長ベン・サラール (Ben Salah) が主張した経済の計画化の提案をあえて却下してしまう。しかし、1960年代に至るも、チュニジア経済は低迷し、1959年、60年の

凶作によってさらに悪化するという危機的状況の中で、ブルギバ政権は、政策を転換し一度閣外に追放したベン・サラールを経済大臣にむかえ入れ、「デストワール社会主義」という新しい政策理念を打ちだして、積極的な経済政策の展開がはじまった。

国民の8割が農民であるという農業国のチュニジアにおいて、「デストワール社会主義」に課せられた最大の政策課題は、チュニジアの農業構造の変革であった。この課題に答えるための最も重要な具体的政策として策定されたのが、一連の農業協同化政策であり、その中心はここでとりあげる農業生産協同組合<sup>(註1)</sup>の創設であった。

では、この農業生産協同組合とは、具体的にいかなる内容のものなのか。「デストワール社会主義」は、この農業生産協同組合の創設を通じて、チュニジアの農業構造をどのように変革しようとしているのか。そしてそれにどの程度成功し、あるいはどのような新たな矛盾を生じているか。

このような関心から、この農業生産協同組合の実態を明らかにすることがこの調査の目的であった。

この調査のために選んだ農業生産協同組合農場は、チュニスの西方約50キロメートルに位置し、ビゼルト県のメンゼル・ブルギバ市の近郊数キロの地点にあるメツリン農業生産協同組合 (l'Unité Coopérative de Production Agricole de Methline) で

ある。

筆者はチュニジアの農業暦による1年間(1966年9月より1967年8月まで)を通じて原則として週1回この農場を訪問し、観察・インタビューを通じて調査を行なった。この調査地の選定にあたって、とくに予備調査を行なったわけではなく、またあらかじめとくにこの調査地を選んだ特別の理由もあったわけではない。また、この協同組合をのぞいて参考のために他県の若干の協同組合も訪問したが、いずれも数時間の観察程度でとくにこまかい調査を行なっていない。

以上のような点は、この調査の結果の分析を一般化するうえに一つの欠陥として指摘しうるだろう。しかし、それにもかかわらずこのような方法——調査地を一つに固定して相対的にインテンシブな調査——によって調査を行なった理由は、外国人研究者の単独行動による調査という技術的制約もさることながら、やたら調査地をふやして農業生産協同組合の特定の側面についての情報をえるよりも、一点に調査を集中的に行ない、なによりもまず対象についての全体像をつかみたいと考えたからである。

調査は、まず最初にメツリン農協およびビゼルト県の県農協で、メツリン農協に関する資料を可能なかぎり収集することからはじめた。そしてそれらを検討することによって生じた多くの疑問点、不明な点を関係者に会ってきくということをくりかえした。とくに、質問表などをあらかじめ用意しての、アンケート調査は行なっていない。調査の質問は、すべて事実関係に関するものであった。それを知ることによって、メツリン農協に働く農民をとりまく諸状況を筆者が共有することが、この調査の直接の目的であったためである。

その意味からも、この調査ではこのメツリン農

場で日常的に具体的に生起するすべての事象の観察に力を入れた。組合の年次総会、毎週ひらかれる委員会を傍聴した。組合員の農作業、給料支払いの場にもたちあって観察した。このようにして、資料や数字のうらがわにかくされているこのメツリン農場にとってリアルな諸問題に接近したいと考えた。

(注1) チュニジア政府が現在推進している協同化政策の具体的な形態としてはこのほかに、自営農の購入・販売面にかぎった協同化がある。

## II 調査結果

### 1. 概況

チュニジアにおいて、農業生産協同組合が創設されるに至った歴史的背景と今日のチュニジアの農業生産協同組合全体において、当面の調査対象たるメツリン農協がどのような地位にあるかという点について簡単に述べておこう。

周知のとおり、チュニジアは1881年から、1956年の政治的独立まで、フランスの植民地支配下にあった。そして、チュニジア農業におけるその具体的表現としてチュニジア北部を中心に、約3000戸のヨーロッパ人コロ農場が出現した。その農場の戸数は少なかったが、これらの農場が所有する農地の面積は、チュニジアの独立直前においては

第1表 独立前のチュニジアにおけるヨーロッパ人農業

ヨーロッパ人農業経営者数	3,079人
その農地面積	757,000ha*
農作物の生産量 (%)	
硬質小麦	33
軟質小麦	80
大麦	33
ブドウ	100
オリーブ	25
果樹	50

(出所) Jean Poncet, *La colonisation et l'agriculture européennes en Tunisie depuis 1881* (Mouten & Co., 1961), pp. 329, 617.

(注) \*チュニジアの全農地面積は約350万ha。

第 2 表 チュニジアのヨーロッパ人所有農地の接收(1956~64年)

	接收農地面積 (ha)	備 考
1957年5月8日議定書	99,669.8	}1958~61年 1958年-フランス空軍 Sakiet-Sidi-Youssef 爆撃事件 1961年-ビゼルト危機
非補償管理	38,680.1	
補償管理	51,596.7	
1963年3月2日議定書	41,316.4	
1964年5月12日法律	214,080.2	
計	445,343.3	

(出所) L'Office des terres domaniales 資料より。

チュニジアの全耕地の5分の1、75万7000ヘクタールにおよび、その生産額に至っては実に40%をしめるといわれていた(第1表参照)。

このヨーロッパ人コロンによって支配されていた農地が、独立後、フランス政府とのさまざまな交渉を経て、漸次チュニジア政府の手にもどり、1964年5月には残余のすべての外国人所有農地の国有化をチュニジア政府は、一方的に断行し<sup>(注1)</sup>、その後フランス側からの報復措置などもあって、両国間の関係は一時悪化したが、けっきょく、この措置をもって、チュニジア国内において外国人所有農地は、完全に消滅した(第2表参照)。

さてこのようにしてチュニジア政府の手にもどってきた広大な農地を、どのように経営してゆくかという問題になって考え出されたのが、これから検討しようとする農業生産協同組合という経営方式である。

かくして創設された農業生産協同組合の数は、1966年末現在で303、組合員数2万2506名、耕地面積30万9864ヘクタールに達している(第3表参照)。わたくしが調査対象とするメツリン農協は、これらの農協の中であってどのような地位を占めているのであろうか。第4表は、数字的にメツリン農協の農地面積、組合員数等について、全国平均のそれとを比較して示したものである。

この表でみるかぎり、次の点が指摘しうるであ

第 3 表 チュニジアの農業生産協同組合の設立状況(1962~66年)

	創立組合数	(人) 組合員数	(ha) 農地面積
1962	15	670	90,343
1963	81	5,030	67,452
1964	50	3,035	40,317
1965	67	5,162	70,000
1966	97	8,249	115,389
(1962~66年の増加)		360	6,363
計	303	22,506	309,864

(出所) L'Action, 1967年7月8日号。

第 4 表 メツリン農協の概容

	メツリン農協	チュニジア全体
農地面積	1,406ha	307,626ha
{ 国有地	758ha 54%	114,705ha 37.2%
{ 組合員拠出地	647ha 46%	192,920ha 62.8%
組合員数	181人	22,506人
組合員1人当たり農地面積	7.7ha	13.7ha

(出所) Service de Coopération, Ministère du Plan 資料より。

ろう。

(1) メツリン農場は農地面積でみるかぎり、全国平均よりもやや大きい、1組合員当たりの耕地面積ではやや小さい。(2) 組合員拠出地と国有地の構成比は全国平均に比べて、国有地の割合が大きい。だが全国平均の構成比が、最近全く国有地の存在しない南部で大家族協同体的経営方式をこの農業生産協同組合方式に改変しようという試みのはじまり、そうした農場を含んでいるために、かなり国有地の比率が下降していることを勘案す

れば、それほどメツリンの数字は例外的ではない。

1人当たりの農地面積についても、その土地の生産性という条件を加味すれば、メツリン農場の場合、とくに劣悪であるとはいえない。たとえば、ビゼルト県にかぎってみても、県下の農協の総農地面積のうちには、743ヘクタール（全体の7%）の未耕地が含まれているがメツリン農場には未耕地はない。しかし、メツリン農協の設立にあたっての、計画によれば、この農場において、1985年に組合員平均250ディナールの収入<sup>(註2)</sup>を保証するために、この農場が許容しうる組合数は115名となっている。こうした人口過剰傾向は、単にこのメツリン農場ばかりでなくわたくしが訪問したビゼルト県内の、あるいは他県の農場をみるかぎりにおいては、一般的傾向のようである。こうした状況に対処すべく、最近ではその農場の現在の生産能力にあわせて組合員の数をきびしく限定し、生産能力の拡大に応じて組合員数をふやしてゆくという方式が採用されはじめた。たとえば、ビゼルト県のカルバ(Kharroula)農場は、将来、目標とする組合員数は110名であるのに、現在の組合数は24名にすぎない。

総じて、これらの数字でみるかぎりメツリン農場の有する諸条件は、一般に比べて決して劣悪ではないといえる。それどころか、この農場を担当する農業技官たちの評価では、このメツリン農場は、少なくともビゼルト県においては「模範的」な農場であり、経営が「うまくいっている」農協である。

## 2. 土地所有関係の歴史的変遷

ここでは、チュニジアの現代史、すなわちフランスの植民地化から独立を経て、農協の設立に至る過程が、このメツリン農場が位置する地域の土地所有関係の変化にどのようなかたちをとってあ

らわれたかという点を検討してみよう。前掲第4表が示しているように、メツリン農場の農地は二つの要素から構成されている。

その一は、かつてはヨーロッパ人コロンによって所有されていた農地であり、それが国有化され、さらに組合設立後この農場に貸与されたものである。

その二は、チュニジア人農民によって耕作されていた小区画の農地群である。

### (1) 国有地

コロンの入植以前、この土地はすべて放牧地であったといわれる。それが第1次大戦後、1イタリア人コロン（その取得方法は不明）の所有地となり開墾され、今日みられるように機械耕作による穀類栽培を中心とする大農地となった。第2次大戦後、フランス植民地政府は、この土地を接収し、フランス植民地政府が当時行っていた官製植民地の分譲方式に従って、おもに退役軍人など8人のコロンをこの土地に入植させた。

チュニジアの独立後、ほとんどすべてのコロンが、チュニジア政府によるかれらの農地接収の事態を予測して、帰国の準備をはじめていたという。

1961年のビゼルト危機<sup>(註3)</sup>の際、8人のコロンのうち5人が、かれらの常用労働者にもそのことを告げず帰国してしまった。この地域はビゼルト市から20キロぐらいの地点でもあり、このときはフランス軍がコロン農場の一つに駐屯し、周辺のコロンとその家族は、そこに保護されたがチュニジア人農民との間に衝突事件は発生していない。5人のコロンが放置していった農地は国有化され1964年のメツリン農場の設立まで、国営農場として経営されていた。

ビゼルト危機ののちもそこにふみとどまっていた3人のコロンのうち2人の農地は、すべての外

国人所有農地の国有化を決定した1964年5月12日の法律によって接収され、かれらはこの土地を去った。最後の1人のコロンの農地は、かれがチュニジア国籍を取得したために国有化をまぬがれ、今日なお、メツリン農場の農地の中央部に、かれの所有する120ヘクタールのブドウ園が存在している(第5表参照)。

第5表 元ヨーロッパ人コロンの土地所有状況

総農地面積 (ha)	小麦 (ha)	オリブ (ha)	ブドウ (ha)	常用労働者数 (人)	備考	
1	82.7	40	22	20	5	ビゼルト危機の際、放棄
2	73.5	73	0	0	5	"
3	258.8	186	26	46	11	"
4	81.7	17	17	47	2	"
5	83.0	62	0	20	2	"
6	50.0	20	0	20	1	1964年5月12日法律によって国有化
7	82.0	60	0	20	3	"
計	711.7	458	65	183	29	
8	120.0	0	0	100	8	所有者は、チュニジア国籍を取得

(出所) L'Office des Terres Domaniales 資料より。

### (2) 周辺の小区画農地

メツリン農場の農地は前記の国有地を核として、さらにその周辺のチュニジア人農民が所有し耕作していた小区画の農地を抛出させて設立された。この農場の設立にあたって行なわれた政府当局の予備調査によれば、これらの小区画の農地526ヘクタールは、四つの地区、232の区画に分割され、317名の所有権者が名をつらねていた。ここで紙数の関係で具体的事例を示すことは省略するが、それらの土地の細分化は、イスラム法の均分相続の結果であることがわかる。ここでは四つの地区(Henchir)のうち、もっとも大きい、しかしもっとも零細化したブラット(Blatte)地区を例にとり、メツリン農場設立時の土地所有状況を示しておこう(第6表)。

この農地の不在地主のほとんどは、この農場か

第6表 ブラット地区の土地所有状況(1963年)

	所有者数 <sup>(1)</sup>	農地面積 <sup>(3)</sup>	
		(ha)	(%)
自作	68(20)	88.1	42.0
小作定率	38(18)	29.6	23.4
小作定額	56(20)	35.8	36.4
計	162 <sup>(2)</sup>	153.5	100.0

(出所) Services des Affaires Foncières による調査(1963年)より。

(注) (1)かっこ内は女性。(2)在村地主84, 不在地主78。(3)区画数82。

ら数キロのメンゼル、ブルギバ市に居住し、下級官吏、労働者、運転手などの、比較的収入の低い職業に従事しているものがほとんどである。またそうした職業の人の妻となっている女性の地主もかなりいる。かれらの収入は総じて低いので、所有する零細な農地からのわずかの地代も、かれらの生活にとってかかせない一要素となっている。かれらは地主といっても、実際に土地を分益小作、定額小作のかたちで耕作させているものは、二、三の例外をのぞいて、ほとんどがかれらと親戚関係にあるものである。したがって、ここの地域内での零細な不在地主の発生は、農民の階層分化というよりも、イスラムの均分相続というわく組の中で、かぎられた農地において生じた人口の増加がもたらした結果であって、これらの零細な不在地主の存在は、そのものとしては一つの階級関係の発生としてみることはできない。いうなれば、かれらの自生的な外延的発展の契機が、植民地化によってつみとられ、とじこめられた地域でのかれの人口増加が、そのままこの村全体の貧困化をもたらしたということができよう。

### 3. 組合員の構成

1964年2月、上記の二つの異なった性格の農地が、メツリン農場の農地として統合されたのであるが、その時点においてメツリン農場の農地に予

定された地域内に、農地を有する地主のうち、2人がメツリン農場に自分の土地を抛出し組合員になることを拒否した。その1人は、さきほど述べたチュニジア国籍を取得した元コロンの。かれはメツリン農協参加を拒否し、メツリン農場の農地のまん中にあるかれの所有する120ヘクタールのブドウ園を、チュニジア人のブドウ酒製造業者に貸している。ブドウ園には管理人が住み、今日なおブドウの栽培が行なわれている。

もう1人の地主は、メツリン農場の計画区域内に17ヘクタールの農地を有し、区域外に63ヘクタールを所有するチュニジア人としてはかなり大きい自営農であった。かれも、農協参加を拒否したが、区域内にあるかれの農地を、区域外の国有地と交換することで問題は解決した。この二つの事例は、政府当局者が農協の設立を推進するにあたって強制的な手段は用いないという言明をうらづけている。

この2例を除いて、95名の地主が「活動組合員」(coopérateur actif)としてメツリン農協に加盟し、自らの土地を抛出し、かつ、農場の経営に労働力として参加することになった。その他の222名は「非活動組合員」(coopérateur inactif)となり、メツリン農協に自分の所有する農地を貸し与え、1ヘクタール6ディナールの地代をメツリン農協から支払われることになった<sup>(註4)</sup>。

自らの所有農地を抛出して組合員になったもののほかに、現実の組合員の中には他の二つの性格の組合員が存在する。

その一つは、かつてコロンの農場で雇用されていた常用労働者である(かれらは、コロンの入植時にこの地に移ってきたものがほとんどで、1人の例外を除いてこの土地に農地をもっていない)。その二は、この地域に居住しコロンの農場の季節労働者として働

ていた、組合に抛出すべき土地も定職もない完全な農民プロレタリアートである。

第7表は、これらの組合員の三つの要素の構成を示したものである。この表によれば、自分の農地を抛出して組合員になったものは、全体の52.5%を占めるにすぎない。また、この地域で1家族が生活してゆくのに必要な農地は10ヘクタールといわれているが、その10ヘクタール以上の農地を所有し抛出しえたものは、わずか3名にすぎない。かれらの大多数は、5ヘクタール以下の農地を所有していたにすぎず、57名のもと季節労働者たちと生活水準のうえできわだった差異はなかったと考えられる。

第7表 組合員の構成(1966年9月現在)

	組合員数	比率(%)	うち 独 身 者 数
農地抛出者	85	52.5	22
農地を抛出しなかつたもの	86	47.5	77
もと常用労働者	29*	16.0	27
もと季節労働者	57	31.5	50
計	181		

(出所) Service des Affaires Foncières の調査。

(注) \*うち1名は農地を抛出。

57名のもと季節労働者たちは、村長(cheikh)の推薦にもとづき、県知事の認可によって組合員となった。いわば生活保護政策として組合員になることを認められた人々である。

チュニジアの政府当局によって作成された農業生産協同組合の定款によれば、組合員になるためには、最低5ディナール(邦貨3500円)ないしはそれ相当額の土地(この地域ではだいたい1ヘクタール30ディナールと評価されているので、0.15ヘクタールの農地に該当)を抛出しなければならないと定められているが、メツリン農協の場合、この条件をみたしているものは、わずかに88名にすぎない(第8

第8表 農地抛却者の抛却農地面積

抛 出 農 地 面 積	組 合 員 数
0~0.15 ha	7
0.15~ 5	80
5~10	5
10~	3
計	95

(出所) Service des Affaires Foncières の調査。

表参照)。このような状況は、このメツリン農協のみにあらわれた特殊状況ではないようである。筆者が見学したその他の農協についてみても、組合員資格はあまり厳密に適用されていない。

組合加盟時における、このような組合員間の加盟条件の差異は、その後の組合の日常活動に反映しているかどうかを検討しておこう。

まず第1に組合の経営についての参画の仕方についてみると、経営の執行機関である委員会の委員には、もと季節労働者は1人もいない(第9表参照)。しかし、もと常用労働者は組合長をはじめ委員の半数を占めている。また農地を抛却した委員のうち、副組合長を除いては抛却した農地は大きくない。

第9表 委員の構成(1966年9月現在)

	年 齢	前 歴
組 合 長	37	もとコロシ農場常用労働者
副組合長	39	7.9ha農地を抛却
書記長	30	0.27ha "
委 員	48	もとコロシ農場常用労働者、機械修理担当
委 員	41	3.4ha農地を抛却
委 員	41	もとコロシ農場常用労働者

(出所) メツリン農協における調査。

つぎに、相対的に過剰な労働力をかかえるこのメツリン農場における労働の配分(すなわち収入の差異の一要因となる)についてはどうか。第10表はここでも、もと季節労働者は他の組合員に比べて労働の配分が相対的に少ないことが知られる。

以上から、組合の経営権および労働の配分に関

第10表 組合員の就業日数(1965/66年)

	A 組合員数	B 200日以上 就業したもの	B A (%)
農 地 抛 却 者	95	58	61
農 地 非 抛 却 者	29	22	76
もと常用労働者 もと季節労働者	57	31	54
計	181	111	61

(出所) メツリン農協における調査。

するかぎり、少なくとも抛却農地の有無は差別となつてあらわれておらず、もと季節労働者の役割がいずれの場合も少ないという事実は、この農場において支配しているものが基本的には「能力」原理であり、もと季節労働者においては経営という仕事及要求する読み書きの能力、あるいはこの農場の労働が要求する機械修理、トラクター運転、搾乳などの特殊技術を修得しているものが少ないことのためであると解される。

最後に組合員の収入を構成するもう一つの要素である利益の配分についてみてみよう。

1964/65年農業年度において純利益の半分にあたる1612ディナールが、組合員の抛却農地に応じて分配されることに決定した。しかし現実にはそれはいまだに(1967年8月現在)実行されず、翌年度分についても同様に内部に留保されたままになっている。

純利益の他の半分は、組合員の労働日数に応じて分配されるようになっており、これは実行されている。

このように利益のうち抛却農地に応じた分配が行なわれていないという事実は、このメツリン農場に例外的に発生している事態ではなく、チュニジア政府当局の「農協の独立採算制」を実現するための政策に沿って全国的に発生している事態である。

以上の考察から結論として、規定上の組合員の資格を有する組合員の数は少なく、加盟時における抛田農地の大小・有無はこの農場の日常活動にはほとんど反映していないといえるであろう。このことの意味については、III節で改めて検討することにしよう。

#### 4. 組合の機構とその関連機関

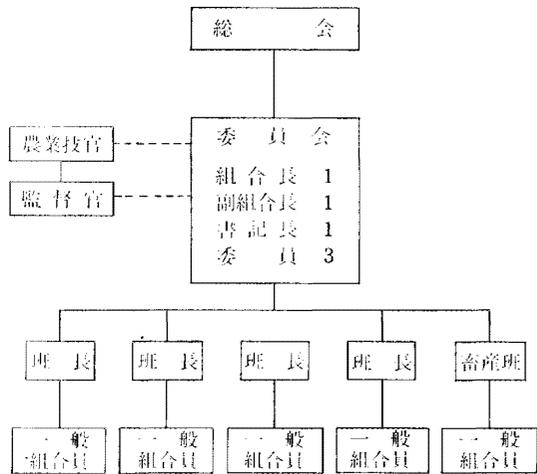
##### (1) 組合の機構

この組合の諸問題に関する最高決定機構は年次および臨時の総会である。日常的な業務は、委員会の責任のもとに決定され実行される。委員会は組合長、副組合長、書記長各1名と3人の委員とで構成されている。委員会は週1回定期的に会合をもち、1週間の作業日程のほか日常的な諸問題を決定する。この会合には、県農業開発局が任命した監督官(かれは、農場内に駐在している)が、常時出席し、重要な議題があるときは、県農業開発局の農業技官が出席する。6人の委員会のメンバーおよび監督官は、農場での作業にはほとんど従事しない。組合長は外部との折衝に忙殺され、書記長は農場内の事務を担当し、などなどである。農場における日常的な農作業は、組合員を四つの一般作業班と、一つの畜産班の5班に分かれて行なわれる。各班は、委員会が任命した班長が指揮をとる。組合員の労働を全部投入する必要のない農閑期には班ごとに交代で休むことになっている(第1図参照)。

経営の最高責任をもつ委員会のメンバー6人のうち、毎年の年次総会で2名が改選される。しかし再選も認められている。委員会の中での、各委員の組合長以下の任務分担は、委員会内部で決定する。1965/66年の年次総会では、書記長が辞意を表明、もう1名の改選者はくじびきで組合長がその対象者としてえられ、2名の新委員が挙手

によってえられた。結果は、ふたたび立候補した前組合長と前畜産班の班長が選出された。この総会には、筆者も傍聴の機会を与えられ、一部始終を観察することができたが、そこで感じた問題についてはIII節で述べることにする。

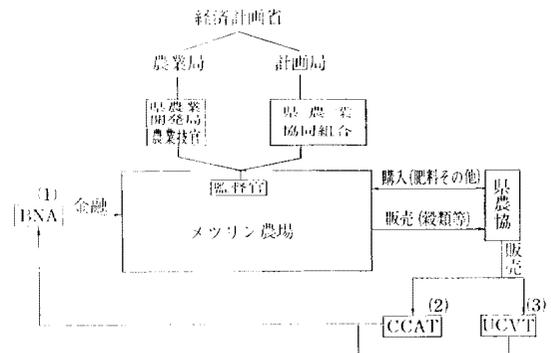
第1図 メツリン農協の組織図



##### (2) 関連機関

第2図は、このメツリン農協をめぐる関連機関との関係を示したものである。

第2図 メツリン農協の関連機関



(注) (1) Banque National Agricole.

(2) Coopératives Central des Agricultures de Tunisie.

(3) Union des Coopérateurs Viticoles de Tunisie.

この図は、このメツリン農協が政府機関、あるいは半政府機関に完全にとりかまれていることを示している。メツリン農協は、技術的な側面については県農業開発局に、経営の側面においては県農協に直接的かつ密接な関係を有している。この両者の意思を農場内で代表しているものが、監督官である。たとえば、農協の会計のすべての支出は、組合長のみでなく監督官のサインをも必要とする。またこの農場は、金融に関して、BNA 以外の金融機関と折衝することはできないし、このBNA との折衝も、つねに県農協を通じて行なわれる。そしてBNA に対する負債の返却も、この農場で生産された穀類の独占的購入者であるCCAT と、BNA 間で直接に行なわれるようになっていく。監督官の給料は、農協の会計から支出されるが、かれに対する直接の監督権は県農業開発局の担当農業技官にある。

以上から、このメツリン農場は独立採算制をとり、経営的に自立した形態をとっているが、実質的には政府関係機関の監督下にあるといえよう。

## 5. 経 営

### (1) 企業としての収益性

ここでは、この農場が経営的にどのような状況にあるかをこの農場の損益計算書と貸借対照表にもとづいて検討してみよう。

第11表は1965/66農業年度(1965年9月~1966年8月まで)のメツリン農協の単純化した損益計算書である。この表によれば、費用の総額にしめるストックの比率が非常に大きいことがわかる。

これは、農業においてはほとんどの生産の周期が年1回であること、またその収穫期はブドウ(9月)、小麦(6月)などと作物によってずれているために、1年のある時点で農場の経営内容を見てみると、在庫量が非常に高い比率を示す。この

ことは、農業生産が資本主義的に行なわれるとき多額の短期資金(約1年)が必要となる一因となっている。そしてこういう意味で、このメツリン農場における損益計算にしめるストック量の比率の大きさは、農業という産業が有する一般的性格を反映している。

今、この損益計算書に示された総額から期首のストック量を差し引いた額を、この年度にこの農場が実現した価値総額とみなして、その費用構成という観点から「費用」の各項目をみてみよう。この農場で生みだされた付加価値は、全費用の42.2%にすぎない。他の部分は、この農場を通じて実現された価値である。このことは、この農場における農法がかなり近代化していることを示しているといえよう。

表中に「トラクター賃耕料」とあるのは、県農協(COREDA)の大トラクターによる賃耕に対する料金の支払いである。これに、この農場が所有している小トラクターの償却費、ガソリン代などを加えると、この農場がトラクター耕作のために支払った費用は、1万5600ディナールにのぼり、全費用の、27%以上になる。次に、この農場の付加価値(利潤+組合員の俸給)の構成をみてみると、この農場の総利潤(地代、負債利子、租税、利益金など)は、付加価値総額のわずか26%をしめるにすぎない。このような状態が恒常的であるとすれば、この農場での労働生産性は、きわめて低く、この農場は企業としてきわめて不利な条件にあるといえよう。この年度に計上されたこのわずかな利益金も、もし国家が抛出国有地に対する正当な地代の支払いをメツリン農場に要求したならば、消滅してしまうであろう(註5)。

以上のような点から、損益計算をみるかぎり、このメツリン農場は少なくとも現状では自らの利



第13表 組合員の収入 (1965/66年)

収入	組合員数	比率 (%)	組合員の内訳			備考
			農地抛棄者	もともと労働者	もともと季節労働者	
200ディナール以上	1	0.5	0	1	0	組合長 機械修理担当
150~200	1	0.5	0	1	0	
100~150	55	34.0	28	17	10	
50~100	109	60.0	62	5	42	
0~50	15	8.3	5	5	5	
計	181	100.0	95	29	57	

(出所) メツリン農協の業務資料より。

(1)においてメツリン農場は企業として収益をほとんど実現していないことがわかったが、次に組合員の収入について検討してみよう。第13表は1965/66農業年度における組合員の収入を、その額によって分類してまとめたものである。さきにも述べたように過剰な労働力をかかえるこの農場では、すべての組合員に年間を通じて仕事を与えることができず、このことのために、各自の労働日数に応じて組合員間に収入の多寡が生じている。

1日400ミリーム(1ミリーム≒0.7円)の日当を支給され恒常的な仕事を保証されている組合長は、その他に4半期ごとに20ディナール(年80ディナールのプレミアムをうけとる。1965/66年における組合長の年収は、[日当400ミリーム+13ミリーム(労働日数による利益分配)]×359日+80ディナール=228ディナール267ミリームであった。組合員の間でかれだけが、「10カ年計画」の目標とされている所得水準に——もしかれが支払っていない住居費(組合長は、もとコロンの住宅の一つに居住している)を換算すれば——達していることになる。しかしかれの収入を県農業開発局から派遣され、メツリン農場に常駐している監督官の収入(年間約400ディナール)に比べれば格段の差がある。監督官は普通6年間の初等教育と3年間の職業教育(農業)をうけただけの20歳前後の青年である。第2のグル

ープに属するものは、その特殊技能のゆえに1日600ミリームという例外的に高い日当を支払われている機械修理工1人である。かれは委員会のメンバーでもある。

第3のグループは、委員会の上記2人以外の4委員と班長5名、大工1名、熟練した乳搾り(いずれも日当400ミリーム)と、畜産、夜警など恒常的な仕事に従事している一般組合員(日当350ミリーム)たちである。

大多数の一般組合員は、第4のグループにはいる。

組合員の中で、自家消費のための作物を栽培するような、個人の小農地を所有しているものはほとんどいない。農場で生産される小麦も、組合員の消費のために分配される分は、農場の販売価格によって、現物支給の俸給として15日ごとの給料の支払いから分割して差し引かれる。したがって、第13表の収入額は、組合員のほぼ全所得とみなしてよいであろう。

## 6. 生産

前掲第5表で示したように、かつてコロンに所有されていた農地はおもに穀類、およびブドウの栽培にむけられていた。一方、チュニジア人農民が所有していた農地のほうも、やはり穀類の栽培が主であった。この点に関して、農協の設立はどのような変化をもたらしたのだろうか。

このメツリン農場は、この分野におけるチュニジア政府の指針をきわめて忠実に実施している。

その指針とは、

- (1) 3年輪作方式の導入
- (2) 畜産の強化
- (3) 栽培作物の多様化
- (4) 畜力耕作によっていた小区画の農地の消滅である。

この農場では、3年輪作方式が厳密に適用され、そのことによって畜産の拡大が可能になった。そして畜産部門においては、メツリン農場は1965/66農業年末において、牛261頭（うち国内種50、外国種との交配種12頭、オランダ乳牛35頭、Tarentais種55頭）と羊195頭を有するに至った。1965/66年から、この農場では、35頭分の牛乳の販売をはじめた。そして20数名の組合員が恒常的に畜産部門の作業に従事できるようになった。

かくして畜産の拡大は、一方において労働力需要を増大し安定化し、他方日常的に、牛乳を販売することによって、この農場の財政状態を好転させたといえる。

栽培作物の多様化という点に関しては、牧草栽培の拡大のほか、朝鮮アザミの栽培のために、灌漑農地5ヘクタールを創設した。1966/67年においてはヒマワリの栽培もはじめた。穀類の栽培に適さない農地196ヘクタールには、国家の補助金によって、オリーブが植え付けられた。

機械化という点に関しては、四つの地区をなしていた小農地の区画がとりはられ、各地区が一大区画の農地になり耕作はトラクターが畜力にとってかわった。

総じて、メツリン農場の設立以来、もっとも顕著な変化は、この機械化の側面においてであったといえよう。

（注1）1964年5月12日法律。

（注2）チュニジアの「10カ年計画」（1961～70年）の目標数字。

（注3）ビゼルト港にあったフランス軍基地の撤去問題をめぐるフランス、チュニジア間の紛争。

（注4）以下の著述では、この「非活動」組合員は、その性格上とくにことわらないかぎり、「組合員」の中に含めないこととする。

（注5）国家は、国有地に対して、1ヘクタール当たり1ディナールという名目的な地代を賦課している

にすぎない。

第14表 メツリン農場の作物別作付面積(1966/67年)  
(単位: ha)

硬軟大飼	質	小	麦	190
グ	料	小	麦	56
イ	リ	作	麦	31
亜	ン	一	物	529
エ	ン	ピ	ス	5
エ	ン	ゲ	ン	12
ジ	ン	ウ	麻	60
朝	ン	ト	豆	20
放	ジャ	イ	豆	38
ソ	鮮	ザ	モ	5
ヒ	マ	ア	ミ	5
		牧	地	50
		ラ	豆	32
		ワ	リ	20
		計		1,053

（出所）メツリン農協の業務資料。

### III 農業生産協同組合創設の意義

前節で紹介した調査結果をもとにして、この節では、農業生産協同組合の性格、その創設の意義について、以下の二つの側面について分析を試みる。その第1は、農業生産協同組合の設立は、チュニジアの土地所有関係からみてどのような変革的意義をもつものであったかという点について、第2には、農業生産協同組合という経営方式の意義についてである。

#### 1. 土地所有関係について

「デストゥール社会主義」は、土地私有権そのものを原則的には否定していない。チュニジア国内にあって、今日までのところチュニジア政府が接収した私有農地は、ヨーロッパ人コロンの所有地に限られている。それは「不正な」植民地体制下に取得されたものであるからという理由づけに依拠して実施された。しかし、その農地がチュニジア国籍の人間に帰属するかぎり、その所有権そのものは否定していない。

農業生産協同組合の設立にあたって、そこに

統合された周辺のチュニジア人所有の小農地群は、農業の近代化の名のもとに政府の説得活動を通じて少なくとも形式上は合意のうえで、理念的には私有権を否定することなく「協同組合的所有」に統合されたわけである。では、この「協同組合的土地所有」とはいかなる性格のものであろうか。

前節でみたように、組合の利潤が抛農地額に応じて分配されるためをとおっており、また「非活動」組合員には、地価が支払われている点からみれば、それは土地私有権と対立する所有形態ではない。

しかしながら、農業生産協同組合に抛出された農地の区画はとりのぞかれ、各自の持ち分はもはや観念的にしか存在しない。したがって組合員が脱退したからといって、その抛出分をそのままのかたちでとりもどすことは不可能である。またチュニジア政府は、農業生産協同組合に抛出されている国有地と、「非活動」組合員の抛農地を、国家資金の貸付によって組合に買収させ「協同組合的土地所有」を強化する意向を表明している。その具体化にはかなりの年月を要するとおもわれるが、もしそれが実現されるならば、この「協同組合的土地所有」は、私的土地所有とは矛盾しない、全く異質の土地所有形態、しかもチュニジア農業においてかなりの比重をもつ支配的な形態として定着することになるかもしれない。

しかしながら、これが定着するためには、現在の農業生産協同組合の「協同組合的所有」の中に並存している私的性格と公的性格の間に存在する矛盾に起因する問題が解決されねばならないだろう。

それは第1に、抛農地に応じた利益分配の問題である。前節でみたように、組合の利益の2分

の1は、抛農地に応じて組合員に分配されることになっているが、現状ではそれは組合の自己資金として留保され分配は実施されていない。しかしもしこの分配が実施されることになれば、現在の組合員の構成からみて、組合員の間に階層分化を生じさせる物的基盤となるだろう。この問題を、私有原理と矛盾しない方向で解決する方法としては、たとえば国家の抛農地を、農地を抛出していない組合員に分配して均衡をはかることが考えられなくもないが、そのこと自体が、私有原理に反する措置であり、逆に土地を抛出している農民の側から、不満が生じるであろう。

第2は、組合員資格の問題がある。現状では、組合員資格についてはきわめてあいまいにしか適用されていないことは、前節でみたとおりである。しかし、もし組合運営が順調に発展してゆけば、組合員資格に関する規定を厳密に適用することの要求が古い組合員からでてくることは必然であろう。その場合、その規定が現状のように資本参加の原理によっていけば、組合員は少数に固定してくる可能性が強い。組合員が少数に固定してくれば、組合経営上の労働力需要の変動から賃労働者を雇用するという事態も生まれよう。これまたチュニジア農業に新たな階層分化を生じさせる一つの要因となりかねない。

このように「協同組合的所有」の中に私有権的要素をのこしていることは、さまざまな点で問題を生じさせる可能性をもっている。

さらにここで考慮しなければならぬのは、土地私有権の価値のうらづけとなる土地そのものの生産力についてである。チュニジアにおいては、土地そのものの生産力はきわめて低いという事実がある。II節5に掲げた損益計算書をみれば、もしメツリン農協の経営が経済的合理性にのっと

て行なわれているとするならば、生産におけるトラクター耕作、肥料の購入などのため費用の割合が高く、土地そのものの生産に対する貢献度はきわめて低いことが示されている。歴史的にみても、これらの土地において穀類の栽培を可能にしたものは、一定の資本をもって入植してきたヨーロッパ人コロニーであった。トラクターなどの生産手段に転態させる一定額の資本と結びついてはじめて、これらの土地は生産力化したのである。メツリン農協の農地の場合、「非活動」組合員には1ヘクタール当たり6ディナール(約4200円)の地代が支払われている。この年におけるメツリン農協の経営が正常なものとすれば、1ヘクタール当たり6ディナールの地代は過大である。もし、国家がその抛出分に対して同率の地代を要求したならば(現状では、国家は1ヘクタール当たり1ディナールの名目的地代を要求しているにすぎない)、この農協はただちに破算してしまう。「非活動」組合員に支払われる地代の総額は、年1400ディナール(約98万円)で生産物の費用構成の2.5%をしめるにすぎず、それが184名の小地主たちに分配されている。たとえば、1ディナールたらずの地代をうけとるために、メツリン農場から10キロメートル以上もあるメンゼル、ブルギバ市から、はるばる徒歩でやってくる労働者の妻の姿をみれば、この地代が社会保障的な役割を果たしているといえなくもない。また、私有権を否定せず高い地代を支払うことが、不在小地主たちから農地を抛出させるために必要であった政府当局の政策的妥協であったとも考えられる。そのかぎりで土地私有権そのものを否定しなかった「デストゥール社会主義」の「現実的」政策の成功を示すものかもしれない。

しかしその意図はともかく土地私有権そのものを「デストゥール社会主義」が否定しなかったこ

とによる最大の受益者はこれらの小地主ではなく、たとえばメツリン農場のまん中に120ヘクタールのブドウ園を所有しているような不在地主である大土地所有者であろう。チュニジアにこのような大土地所有者がどのくらい存在しているのか、明確にそれを示す資料はないが、ヨーロッパ人コロニーの引揚げの際、チュニジア政府によって接収される以前に、かれらから安く農地を買って大地主化したチュニジア人もかなりいるといわれる。

農業生産協同組合の設立にあたって、「デストゥール社会主義」は「協同組合的所有」という範疇をつくりだして、土地私有権に関する問題を巧みに回避するかたちで、問題を解決したようにみえるが、以上に検討したようにその問題は根本的に解決されてはいない。「協同組合的土地所有」の中にのこされた私有権的要素は、農業生産協同組合の活動が発展すればするほど、さきに述べたように、利潤の分配、組合員資格の問題を通じて一つの矛盾として顕在化せざるをえないだろう。

また「協同組合的所有」の中に含まれている私的土地所有と矛盾する公的性格は、もしこの農業生産協同組合方式によって農業生産の発展に成功すれば、さきに述べた大土地所有の存在理由を問うことになるだろう。

以上のような点を通じて、「デストゥール社会主義」は、ふたたび土地私有権に関する問題に対する態度決定をせまられることになるだろうが、その場合に土地私有権を否定する方向で問題が処理されるかどうか予断を許さないが、その主体的意図にかかわらず農業生産協同組合の設立は、客観的に不可逆的な一歩を踏みだした事実のようにおもわれる。

## 2. 協同組合形式の意義

チュニジア政府は、ヨーロッパ人コロンの接収した農地を経営するに際して、これらの農地を一般に払い下げをせず、また国営農場として直接経営することもせず、これまでみてきた内容のような「協同組合」形式を採用したことは、いかなる理由にもとづいてのことであつたのだろうか。

第1の選択、すなわち農民への払下げを行なわなかつた理由は、チュニジアにおける農業の状況をみるならば容易に理解できる。その耕作形態からして、平均的なチュニジア農民の水準にみあってこれらの農地を分割して分譲することは、国内生産力の下降を結果したにちがいない。かといってヨーロッパ人コロンの経営時代の規模で、これを払い下げにはそれをひきうけうる農民はほとんどいなかつた。とすればごく少数のチュニジア人大土地所有者に買いとられる以外にない。これでは、コロンの国籍がかつただけにすぎないことになる。他方において、農民一般の中に存在する生活改善への期待にも政府は答えなければならない。このような事情から第1の選択は放棄される必然性があつたといえよう。

第2の、なぜ国営農場として国家が直接に経営しなかつたかという問題についてはどうであろうか。およそ三つの理由が考えうる。

まず第1に、チュニジア政府はこの国有地を核にして停滞しているチュニジア農業の変革を行なうことを政策目的として考えていたこと、したがって国有地周辺のチュニジア人所有の小農地を、農協に統合するにあたってチュニジア人農民の土地に対する執着に直接に対立するような概念の導入を回避したこと。

第2に、社会問題として、できるだけ多くの農民をこの農場に吸収してかれらに最低限の生活を保

証しなければならなかつたこと。半面、独立採算制によってそのことの経済的結果が農場をこえて他の部門に影響を与えることをさけること。

第3に、この農場がとにかくかれら自身のものであると認識されうるような組織形態をとることによって、農民の主体的なエネルギーを引きだすこと、などである。

ではこれらの当初の意図は、現状ではどのような結果となつてあらわれているであろうか。

第1の点に関しては、前節で示したように各自の抛地農地にみあつた利益の分配は実施されていないので、このままでは農地抛地組合員に対しては、この「協同組合」という形態は組合参加よびかけのための口実にすぎなかつたということになる。そのためにかれらの中には、組合の現状に対して不満を感じずるものもでている。たとえば1965/66年の総会の席上、一組合員は各自の抛地農地に依つての利益分配を即時実施するよう要求した。しかし、それは農場の財政的自立のための準備金として留保するという決定をくつがえすことはできなかつたし、また現状では、この不満はたとえば組合を分裂解散させるような具体的な力になりうる可能性は少ないようである。これは、第1にもとコロンの常用労働者を中心に、農地非抛地者の力が圧倒的に強いこと。他方、農地抛地組合員の場合も、各自の抛地分は総じて零細なものであり、組合参加はかれらの収入を改善しこそすれ悪化したものはなかつたようにおもわれる。かれらの収入の減少をおそれたものは、第II節で述べた一農民のように、はじめから組合に参加することはなかつた。農民たちは、その協同組合という組織形態によってではなく、かれらの収入という観点からのみ、組合参加の是非を決定しているようにおもえる。

第2の点に関しては、メツリン農場も許容能力以上の組合員をかかえていることは前節でみたように事実である。しかし、かといってこの農場において労働に関して経済的合理性を無視して、全組合員に一定の収入を保障しているわけではなく、交代制を採用して組合員であっても、年間を通じて就業の機会を与えられているものはごく少数にすぎない。この交代制を通じて、組合員の収入は減少し、なにがしかの農協としての利益も実現されているわけである。

メツリン農場の組合員の収入を、隣接した私有農場に働く労働者たちの場合と比較してみると、それはみごとに照合している。第4のカテゴリー（第Ⅲ節、5参照）にランクされる一般組合員の収入は、だいたい私有農場の季節労働者のそれに該当している。組合長の収入は、管理人のそれにだいたいみあっている。これは、このメツリン農場が私有農場に比べて社会性が付与されているにもかかわらず、経済的合理性をつらぬいて経営されている一つの証左となろう。ただし私有農場と農協農場との差異をもとめれば、前者が利潤追求原理にしたがい、その労働力の需要に応じて、労働力を調達すればよいのに対して、農協農場の場合には、それが企業としての利潤追求原理にかなっていても、労働需要を削減するような方向に向かって経営を行なうことはできない。それは現状では、組合員の収入を減少させることになるからである。しかしこの差異は、現実の結果となってあらわれていないことは、すでにみたとおりである。しかしとにかく、第2の目的、できるかぎり多くの農民プロレタリアートを吸収し、なおかつ独立採算制によって、その矛盾が農場をこえて拡大しないようにするという点に関しては、メツリン農場の現状をみるかぎり成功しているといえよう。

では第3の目的、組合員にすることによって農民の主体的エネルギーをひきだすという点においては、どうであろうか。農民の中に「組合員」意識はどのようなものとして定着しているのだろうか。

筆者が確認しえたかぎりでは、政府機関の代表者たちの努力にもかかわらず、一部の幹部をのぞいて、農民の中に「この農場は自分たちのものである」といったような意味での組合員意識は定着していないようである。その理由は、次の3点に要約しうる。まず第1に、この農場の設立の経緯についてみてみると、チュニジアの農協農場の場合は、完全に政府の主導権のもとに設立されてきたということが指摘しうる。たとえば、メツリン農場の場合をみても、ビゼルト危機の際、コロロンが農場を放棄して帰国したとき、その農場の常用労働者たちは、善後策について村長 (cheikh) を通じて県知事の指示を迎いでいる。アルジェリアの自主管理農場の場合のように、常用労働者の中に、農場をかれら自身で管理しようとする意図は生まれてこなかった。

第2点として、「組合員資格」が必ずしも厳密に適用されていないということがあげられる。具体的には農地を抛出していない農民が、多数組合員として参加しているということである。

第3には、さきにも述べたように、組合員であることによって、一般農民は他の私有農場に働く農業労働者以上の収入をえてはいないという事実がある。したがって、私有農場に働く農業労働者に対して、農民は組合員になることによって、よりめぐまれた環境に自分があるという認識をもつことは、現状ではできない。そのような認識をもちうるのは、不毛な零細な農地にかじりついてやっとならぬのをしのいでいる農民プロレタリアートとの

比較においてのみである。このような状況は、たとえばメツリン農場の一組合員が、近在の私有農場の常用労働者となるために、組合を脱退したという事例などによっても示されよう。

このように組合員の中に組合員意識が稀薄である状況に対して、政府当局の代表者たちはなんとか事態を改善して、農民の主体的エネルギーをひきだそうと努力している。

その具体的な措置として代表的なものが、組合運営に関する民主的手続きである。筆者が傍聴した総会においても、その議事のすすめかたは、きわめて「民主的」である。しかし「民主的」な手続きによって委員会の委員が選出された直後において、「委員会は組合員がえらんだものではなく、県知事がえらんだものだ」というような発言や、将来の組合運営に関する討議を行なうべきときに、来賓の県知事に対して生活の窮状を訴える発言がとびだしてくる。民主的手続きが空転してしまっている。政府当局を代表する若い役人たちは、このように民主的手続きが定着しない原因を農民たちの無知によるものと考えている。

「自分たちのものである」はずの農協の問題に関して、組合員たちよりも、理論的には局外者で「助言者」であるにすぎない農業技官や監督官たちのほうが熱心であるという、一見、逆説的な現象があらわれている。

農業生産協同組合という経営方式を採用した理由の一つである農民の主体的エネルギーをひきだすということに関してはあまり成功していないようにみえる。それはなぜであろうか。

農民の主体的エネルギーをひきださうものとして農業生産協同組合という構想は「農民は自分の土地においてよりよく働く」<sup>(注1)</sup>という「私有原理」に依拠しているわけであるが、それは正し

いものであるうか。

それはまずさきに述べた、農協の主であるはずの組合員よりも、局外者であるはずの農業技師や監督官のほうが農協の問題に関して積極的な関心を示しているという現象的事実によってうらぎられている。ではこうした「局外者」たちのエネルギーを導きだしている根拠はどこにあるのか。それはかれらに与えられるはるかに高い収入にうらづけされた社会的地位、そこからさらに上位に進出しようという展望であるにちがいない。農協の活動に直接・間接に関係している人々の農協の問題に関する熱意は、各人の俸給と地位にみあっている。一般組合員の相対的無関心も、かれらの収入を考えてみれば、きわめて合理的なものとおもえてくる。いふなれば農業生産協同組合をとりまく状況は、「官僚制」原理が支配している状況なのである。

このような状況において、「私有」原理に立脚した農業生産協同組合という形態は、この「官僚制」原理が支配していることを隠蔽することにだけ役だっているといえよう。それは「自分たちのもの」という自己主張ではなく、外側から「お前たちのもの」ということによって、「局外」者の責任をあいまいにしている。

以上のような点を考えると、農民の主体的エネルギーをひきだすという目的は、今日みられるように「私有」原理にもとづいて、民主的な形式をととのえるという方向においては、現状においても実質的に存在している「官僚制」原理を明示し、「局外」者の当事者としての責任を明確にすることによってのみ可能であるようにおもわれる。

(注1) 「……われわれは、二つの矛盾する要請——私的土地所有が構成する(生産に対する)刺激要因と、

今日まで小農にとって未知であった近代的な生産手段——を妥協させねばならない。」1962年10月5日、国民議会におけるブルギバ演説。

#### IV 結 語

以上、メツリン農業生産協同組合に関する調査結果にもとづいて、チュニジアにおける農業生産協同組合創設の意義について、二つの側面にかぎって考察した。

最初の問題にたちかえって、チュニジア経済における農業生産協同組合の創設の意義について全

体的な評価を行なうためには、この農業生産協同組合が流通過程を通じて、農業部門の他の経営形態——自営農や大土地所有下の近代的私有農場など——、あるいは他の産業部門とどのような関連をもっているかという点に關しての調査が必要であろう。しかし、この点に關しては主として時間的制約から、ほとんど調査を行なうことができなかった。この調査を基礎に、次回はそのような点に重点をおいた調査を行ないたいと考えている。

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

#### 中国の貿易組織

神戸大学教授 宮下忠雄著  
200頁 ¥ 400

▷ 対外貿易行政組織の発展▷ 海関制度と関税政策▷ 経営対外貿易企業組織の発展▷ その他の対外貿易関連機関▷ 対外貿易管理制度▷ 外国為替管理制度▷ 協定貿易制度 [付録] 関係主要法令集 参考文献

#### 中国の鉄鋼業と機械工業

明野義夫・小島麗逸訳  
116頁 ¥ 300

▷ 中国鉄鋼業の今昔▷ 急テンポで発展する中国鉄鋼業▷ 中国機械工業の今昔▷ 10年来の機械工業

#### 中国の電力・石炭・紡織・製紙工業

アジア経済研究所編  
187頁 ¥ 500

▷ 中国電力の今昔▷ 中国石炭工業の今昔▷ 中国紡織工業の今昔▷ 中国製紙工場の今昔

#### 農業生産合作の組織構造

拓殖大学講師 佐藤慎一郎著  
200頁 ¥ 600

▷ 農業集団化過程における階級政策▷ 農業社における労働力、生産手段および資金の組織▷ 農業社における食糧分配▷ 農業の集団組織における優越性▷ 集団化における問題点 [付録] 「農業生産合作社における理論構造」目次 統計表

アジア経済出版会発売